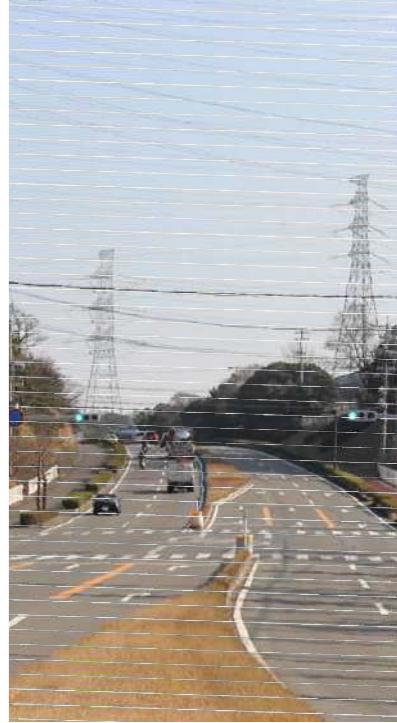




御前崎市

都市計画マスタープラン (改訂版)

2020年（令和2年）



御前崎市

目 次

【 都市全体構想編 】

第1章 計画の趣旨と位置づけ

1. 策定の趣旨	1
2. 都市計画マスタープランの位置づけ	2
1. 都市計画としての基本方針	
2. 上位・同位計画との整合	
3. 都市計画マスタープランの目標期間	2
4. 改訂の概要	3
1. 改訂の概要	
2. 都市計画マスタープラン（改訂版）の基本理念	
3. 改訂のポイント	
5. 都市計画マスタープランの構成	5
1. 構成	

第2章 市の現状・課題

1. 御前崎市のなりたち	6
2. 人口	8
1. 都市全体	
2. 地域別人口動態	
3. 100mメッシュの人口分析	
4. 産業別人口	
3. 現状と課題	13
1. 土地利用	
2. 交通施設	
3. 公園緑地	
4. 景観	
5. 森林・農用地	
6. 河川・水路・海岸	
7. 上下水道	
8. 公共施設	
9. 防災	
10. 産業	

第3章 めざすべき都市像

1. めざすべき都市像	19
1. まちづくりの目標	
2. めざすべき都市像	
2. 人口フレーム	22
1. 将来人口の想定	
2. 人口推計	
3. 都市構造図	23

第4章 分野別方針

1. 都市構造	24
1. 市街地形成ゾーン	
2. 居住・沿線環境整備ゾーン	
3. 緑地環境保全ゾーン	
4. 海岸緑地保全ゾーン	
2. 土地利用	25
1. 都市拠点エリア	
2. 集落環境整備エリア	
3. 産業振興／産業立地検討エリア	
4. 観光振興エリア	
5. 津波対策推進エリア	
3. 交通体系（道路計画）	31
1. 広域幹線道路	
2. 幹線道路	
3. 生活道路（区画道路）	
4. だれもが利用しやすい道路づくり	
5. 公共交通	
4. 都市環境、都市施設	35
1. 都市基幹公園	
2. 住区基幹公園等	
3. 景観	
4. 自然的環境	
5. 上水道・下水道	
6. エネルギー	
7. その他 都市施設	
5. 都市防災	41
1. 安全な市街地や集落等の確保	
2. 安全な避難路等の確保	
3. 安全な避難地の確保	
4. 家庭での耐震補強	
5. 原子力災害に対する防災対策	
6. 海岸部における津波対策	
7. 風水害に対する安全対策	

都 市 全 体 構 想 編

第1章 計画の趣旨と位置づけ

1. 策定の趣旨

都市計画とは、公共の福祉を優先し、都市の将来の方向を考えて必要な規制や誘導を行うもので、乱開発や無秩序な拡大を防止するため、開発できる区域や保全する区域などを決定するとともに、都市計画道路や公園緑地、下水道、土地区画整理事業などを決めることができます。

昭和 40 年代には、高度経済成長とともに都市の拡大が進み、商店街などを中心に町が発展・拡大しました。そして、都市の無秩序な拡大を防止するため、都市計画法が制定され、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域など都市化を優先的に進めるところ、自然や農業などを優先するところが分けられ、農林漁業との健全な調和が図されました。

本市においては、海岸部の池新田、高松、佐倉、御前崎および白羽地域が都市計画区域であり、さらに池新田地域の中に用途地域が指定されています。

平成 4 年に都市計画法が改正され、都市計画法第 18 条の 2 により新たに「市町村の都市計画に関する基本の方針（以下、「都市計画マスタープラン」という）」の策定を行うことが義務づけられました。

本市においても長期的な視点に立って計画的な都市行政を進めるため、平成 20 年 4 月に「御前崎市都市計画マスタープラン」を策定し、めざすべき都市像の実現に向けてまちづくりを推進してきました。

策定からおおむね 10 年が経過し、目標期間の中間年次を迎ましたが、その間に市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変動しました。このような状況に対応するため、現行都市計画マスタープランを見直した「御前崎市都市計画マスタープラン（改訂版）」を策定します。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

1. 都市計画としての基本方針

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定による「都市計画に関する基本的な方針」であり、市民の意見を反映しながら都市計画（都市づくり）に関する基本的な方針を示すことを目的としています。具体的には、まちづくりの現状や市の総合計画などを踏まえ、おおむね20年後のめざすべき都市の将来像を明確に定めるとともに、土地利用（商業地、工業地、住宅地など）や都市施設（道路、公園、下水道など）の整備方針を示すことで、今後のまちづくりの道筋を示すものです。

なお、都市計画マスタープランは、個別具体的な都市計画決定の詳細や各種事業計画などを定めるものではなく、個々の事業については、道路整備計画などの個別事業計画に基づいて事業を推進していくものとします。

2. 上位・同位計画との整合

都市計画マスタープランは、上位計画である御前崎市総合計画の基本構想（地方自治法第2条第4項）に即して定め、国土利用計画 御前崎市計画（国土利用計画法第8条）と整合した計画とします。

このほか、都市計画法の規定に基づき、静岡県が定める「榛南・南遠広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合性を図っていきます。

3. 都市計画マスタープランの目標期間

おおむね20年後の将来像を踏まえ、都市計画の基本目標、基本的な方向を定めます。

都市計画マスタープランの基準年次を平成20年とし、中間年次 平成29年、改訂年次 令和2年、目標年次 令和9年とします。

なお、急速に変動する社会情勢に対応するため、土地利用の大幅な変化などが発生した場合においては、必要に応じ見直しを行い、都市計画の円滑な推進を図るものとします。

4. 改訂の概要

1. 改訂の概要

策定からおおむね 10 年が経過し、その間に市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変動し、平成 20 年度 都市計画マスタープラン策定時には想定していなかったことも発生しました。

このような社会・経済情勢に対応するため、以下を目的に計画を見直します。

- ① 第 2 次御前崎市総合計画を達成するため、都市としての方針を示す。
- ② 人口減少・災害リスク・都市経営状況などの現状を踏まえた将来像やまちづくりの方針を示す。
- ③ 変動する時代において、柔軟に対応できる仕組みづくりを行う。

『社会・経済情勢の大きな変動』

- ・ 平成 23 年の東日本大震災を踏まえ、南海トラフ巨大地震の想定見直しによる津波浸水区域の拡大、被害の甚大化。
- ・ 平成 23 年の東日本大震災による原子力災害。これによる浜岡原子力発電所全号機の運転停止。
- ・ 少子高齢化の進展や人口減少社会の到来（日本の人口は平成 20 年をピークに人口減少に転じた）。
- ・ 平成 21 年に富士山静岡空港開港、平成 24 年に新東名高速道路開通。
- ・ 日本を訪れる外国人の数の増加。平成 25 年に 1,000 万人を達成、平成 28 年には 2,000 万人を超えた。
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定。
- ・ 平成 20 年の世界的な金融危機を受けた急激な景気の落ち込み。
など

2. 都市計画マスタープラン（改訂版）の基本理念

人口減少・災害リスク・産業構造など社会・経済情勢が変動していく中で、公共や民間の投資はさらに限定されてくることが予想されます。このため、変動する社会情勢や民間の動きに柔軟に対応できるよう、今の時点で準備をしておくことが『都市計画マスタープランの役割』であると考えられます。

このことから、都市計画マスタープラン（改訂版）は、今後も御前崎市の活力を維持・向上させていくために目指すべき方向を指示する計画とするため、以下を基本理念とします。

『御前崎市 その先へ』
～都市の向かうべき方向を示す灯り、導く羅針盤～

3.改訂のポイント

「社会・経済情勢の大きな変動」を踏まえた以下の改訂のポイントに着目し、めざすべき都市像や分野別方針を改訂します。

① 集約や集中による『持続可能』・・・人口減少・高齢化への対応

御前崎市は8つの地域が合併してできた市であり、現在もそれぞれの地域の生活やなりわいなどが保たれているため、地域に住む人々は家族や友人が近くに住んでいる安心感や、すぐにふれあえる楽しさを感じつつ暮らしています。

のことから、人口減少・高齢化が進む中でも市の活力を維持し、それぞれの地域の生活等を保ちながら楽しく暮らし続けるために、「持続可能」に着目し、「コンパクトシティ※1」を目指す必要があります。

なお、本市の主要道路を中心に集落が形成されている特徴を踏まえると、1箇所に集約するのではなく、『主要道路沿線かつ旧市街地などの生活サービス施設が集約している箇所で、機能の集約を高める形のコンパクトシティ』を指向すべきと考えます。

② 災害リスクに備える『防災・減災』・・・津波をはじめとする災害リスクに対応

南海トラフ巨大地震想定（静岡県公表の災害リスク）によると、御前崎市の沿岸部で津波被害などが想定されるため、「防災・減災」に着目します。

なお、市街地の脆弱性※2の解消や津波浸水想定区域における居住地、産業地、観光地における津波防災対策などについては、詳細な分析や関係部局および市民などとの調整が必要になります。

のことから、都市計画マスターplanでは、市街地の特性や災害リスクを確認した上で、基本的な方針や整備の方向を位置付けることとします。

③ まちの発展につなげる『新たな戦略』・・・まちの発展につなげる産業・観光分野等の動向・戦略を反映

人口減少や産業の縮小による税収の縮小などを要因とした財政状況の悪化、浜岡原子力発電所の運転停止などを要因とした産業構造の変化等により、今後、市を取り巻く環境は厳しくなっていくことが考えられます。

のことから、民間の動きに迅速に対応可能な「柔軟性」を持つ計画とするため、今後開発などの可能性のある「エリア」に着目し、様々な土地利用、機能導入の「選択肢を残す」方向で考えます。

このことから、民間の動きに迅速に対応可能な「柔軟性」を持つ計画とするため、今後開発などの可能性のある「エリア」に着目し、様々な土地利用、機能導入の「選択肢を残す」方向で考えます。

※1 コンパクトシティ： 人口減少の中でも住みやすいまちを維持していくため、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の郊外への拡大を抑制し中心市街地の活性化を図るとともに、市街地と郊外を公共交通でつなげることで効率的かつ効率的なまちの運営を図ることができる都市のこと。

※2 市街地の脆弱性： 地震等の災害によって引き起こされる建物倒壊、道路閉塞、液状化、火災等。

5. 都市計画マスタープランの構成

1. 構成

都市計画マスタープランは、次の区分により構成します。

①都市全体構想

本市全域（都市計画区域外を含む）についてのまちづくりの方針を定めます。

なお、都市計画マスタープランの構想区域は都市計画区域が中心となるため、都市計画区域外については参考ならびに都市施設に関連する項目について記載します。

②地域別構想

本市を全8地域（うち3地域は都市計画区域外）に区分し、それぞれ地域特性に応じたまちづくりの方針について定めます。

« 地域区分 »

- ・都市計画区域内
池新田地域、高松地域、佐倉地域、御前崎地域、白羽地域
- ・都市計画区域外
比木地域、朝比奈地域、新野地域

《 地域区分図 》



第2章 市の現状・課題

1.御前崎市のなりたち

本市は、静岡県の南端、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など自然に恵まれた市です。

市の西～中央に位置する浜岡地域は、昭和 15 年 11 月の町制施行により池新田町となり、昭和 28 年 9 月の町村合併促進法制定により、池新田町を中心とした佐倉村、比木村、朝比奈村および新野村の 1 町 4 ケ村が合併し浜岡町が昭和 30 年に誕生しました。市の東に位置する御前崎地域は、御前崎村、白羽村が昭和 30 年に合併して御前崎町が誕生しました。

その後、平成 16 年に浜岡町と御前崎町が合併し、新たに御前崎市として誕生しました。

わが国が高度成長時代を迎えていた中、浜岡町と御前崎町は低開発地域工業開発促進法の指定を受けていましたが、東海道の主要幹線からは離れた地理条件から道路交通整備の遅れなどにより工場誘致は進まず、過疎化が進みつつありました。

しかしながら、昭和 44 年の東名高速道路菊川インターチェンジ開設、昭和 47 年の国道 150 号バイパス開通、さらに、平成 19 年の金谷御前崎連絡道路（相良牧之原 IC～牧之原市）と平成 24 年の新東名高速道路の開通により、交通の便が大幅に向上しました。加えて、浜岡原子力発電所の立地などの要因もあり、農業から工業への転換が進み、商工業の活発化に伴い市街地が拡大して、今日までの発展の道を歩んでいます。

浜岡原子力発電所は、昭和 42 年の申し入れ以来、昭和 51 年に 1 号機、昭和 53 年に 2 号機、昭和 62 年に 3 号機、平成 5 年に 4 号機、平成 17 年に 5 号機が運転開始されました。この間、電源三法交付金などにより、市民会館、総合運動場、道路、上水道および CATV など社会基盤の整備が進められ、昭和 61 年には町立浜岡総合病院（現 市立御前崎総合病院）が開院し地域医療に大きく貢献しています。

昭和 61 年より池新田工業団地造成事業を進め、企業誘致による雇用の確保と若者の定着化を促し、発展してきました。

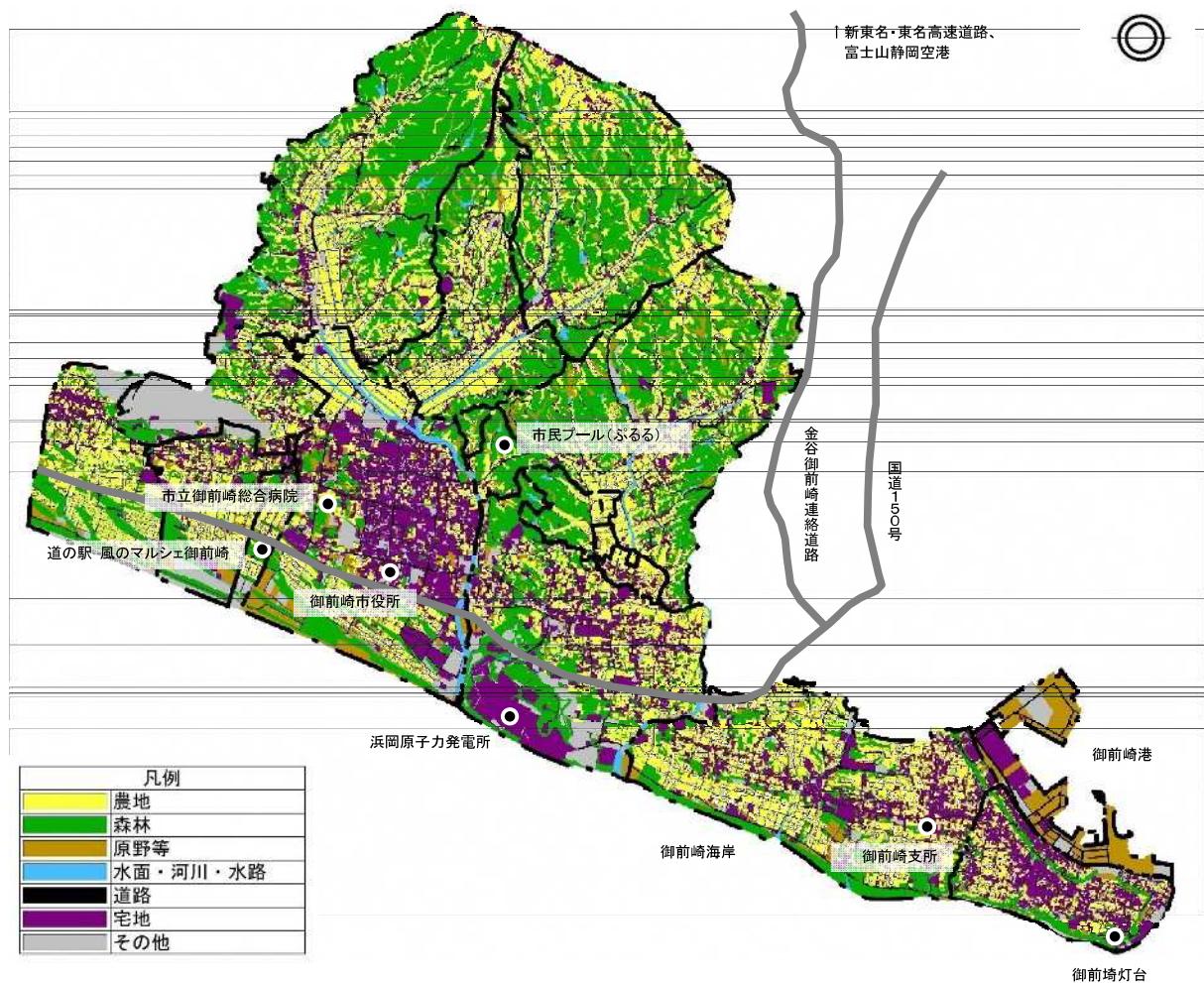
平成 10 年には総合公園の「市民プール（ぶるる）」、平成 26 年には「道の駅 風のマルシェ御前崎」がオープンし、市内外から多くの人が訪れています。

御前崎地域は、駿河湾の入り口にある岬で、古くから台風やしけなど悪天候時の船舶の避難に利用されてきました。昭和 11 年に避難港の指定を受け、以後昭和 26 年には地方港湾の指定により港湾整備が進められました。昭和 50 年の重要港湾指定により、現在は清水港に次ぐ貿易港として発展するとともに、港湾地域において企業立地が進められています。

本市の南部は、美しい海岸線と御前崎灯台など昔から観光地域としてにぎわってきましたが、時代の流れとともに旅行形態が変化し、近年はホテルの撤退などが相次いでいます。

しかしながら、平成 21 年の富士山静岡空港の開港や、空港と港を結ぶ金谷御前崎連絡道路の整備も進んでいることから、観光や産業の陸・海・空の玄関口として将来に向けて大きく発展することが期待されています。

《 土地利用現況図および主要施設位置図 》



* 「御前崎市国土利用計画 参考資料」をもとに作成

2.人口

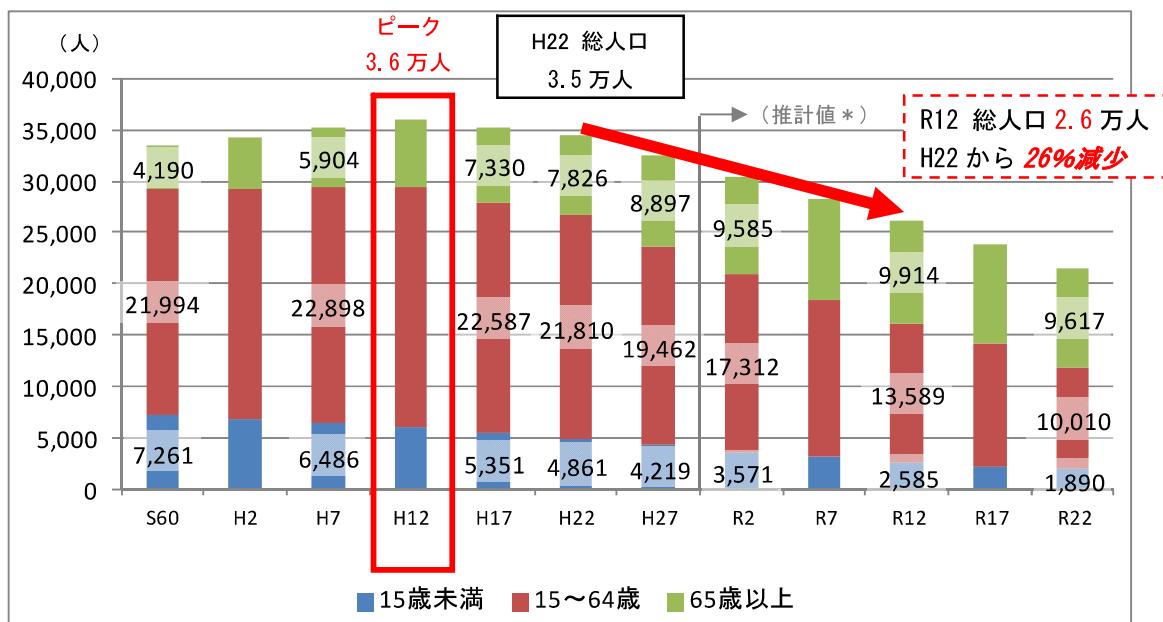
1. 都市全体

本市の人口は、平成 12 年の 3.6 万人をピークに減少傾向にあり、今後も減少を続ける見通しとなっています。令和 12 年には、平成 22 年と比べ約 0.9 万人（約 26%）減少すると想定されます。

さらに、年少人口※1 および生産年齢人口※2 が総人口に占める割合は減少する一方で、高齢者の割合は今後も増加を続け、令和 12 年には高齢化率が約 38% になる見込みであるため、少子高齢化に伴う人口減少が課題となっています。

世帯数は増加傾向にあるものの、1 世帯あたりの人口は減少し続けています。今後も人口減少に伴い、1 世帯あたりの人口が減り続けるとともに、生産年齢人口の減少による世帯数の減少などが懸念され、住宅需要の低下による空き家の増加が懸念されます。

《 年齢別の人団の推移 》

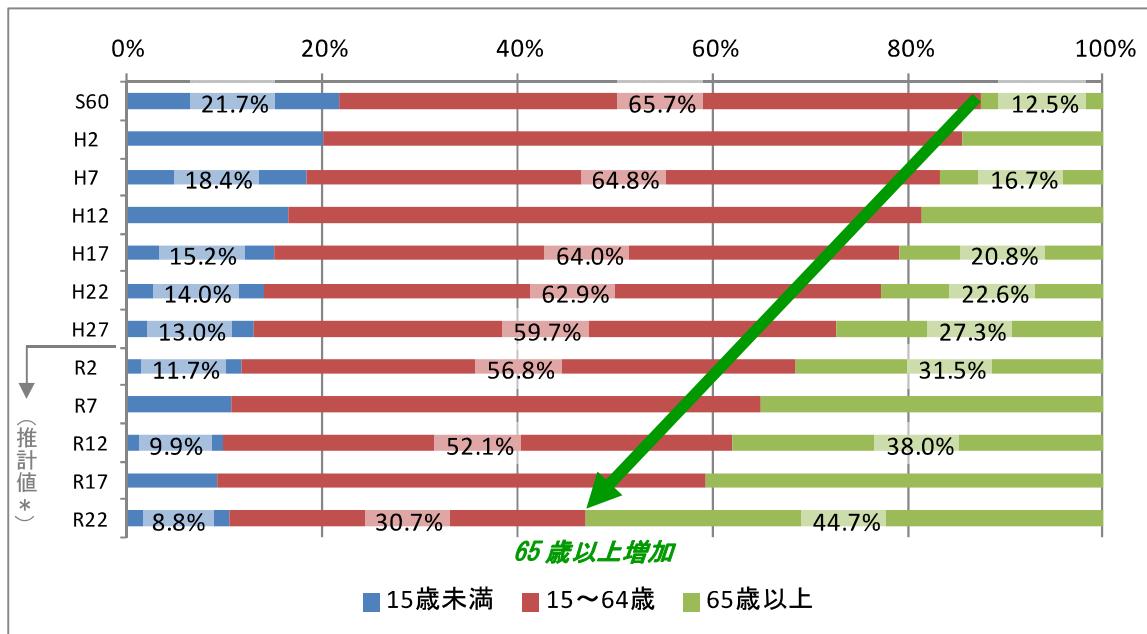


* 平成27年までの人口「平成27年国勢調査、総務省統計局」、
令和2年以降の人口「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」、国立社会保障・人口問題研究所」をもとに作成

※1 年少人口 : 0～14歳までの人口

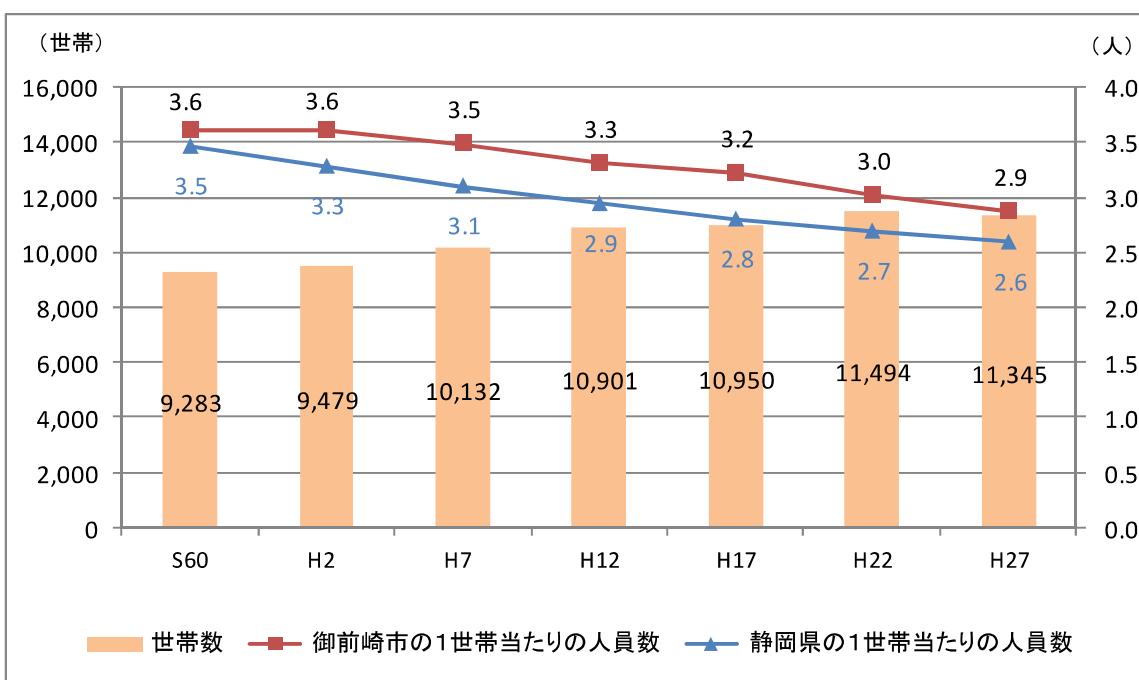
※2 生産年齢人口 : 生産活動に従事しうる15歳～64歳の人口

《 年齢別の人団構造の推移 》



* 平成27年までの人口「平成27年国勢調査、総務省統計局」、
令和2年以降の人口「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）、国立社会保障・人口問題研究所」をもとに作成

《 世帯数の推移 》

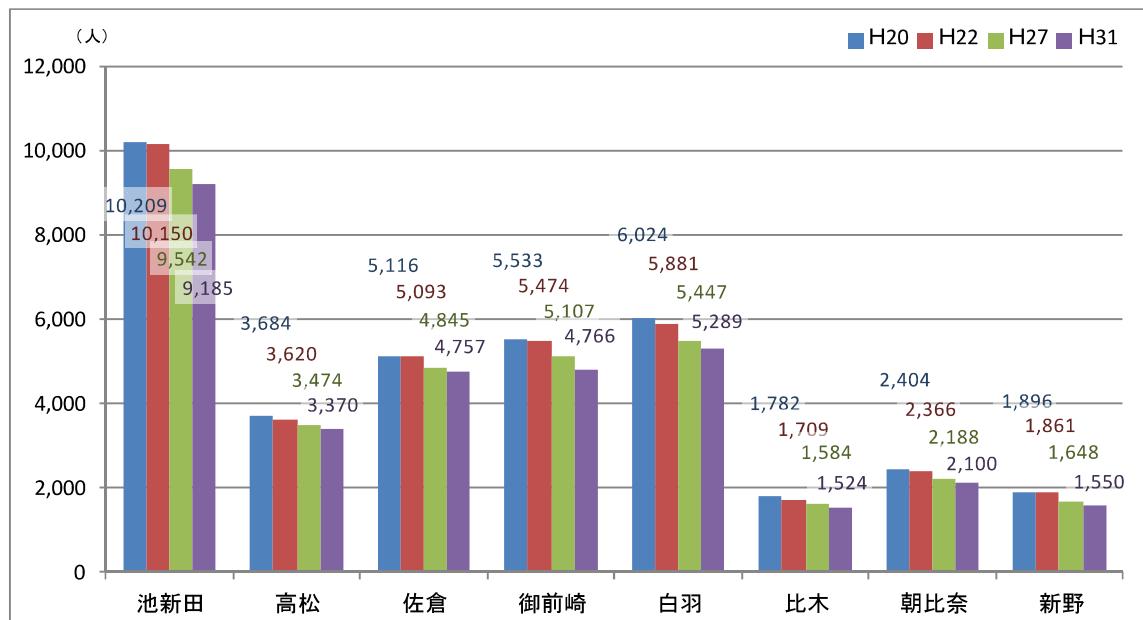


2. 地域別人口動態

地域別人口は、平成 20 年以降、全ての地域で人口減少傾向にあります。

平成 20 年と平成 31 年の地域人口を比較すると、池新田、高松、佐倉、御前崎、白羽および朝比奈地域で約 10%、比木および新野地域で約 20% 減少しています。

《 地域別人口の推移 》



* 御前崎市住民基本台帳をもとに作成

3. 100mメッシュの人口分析

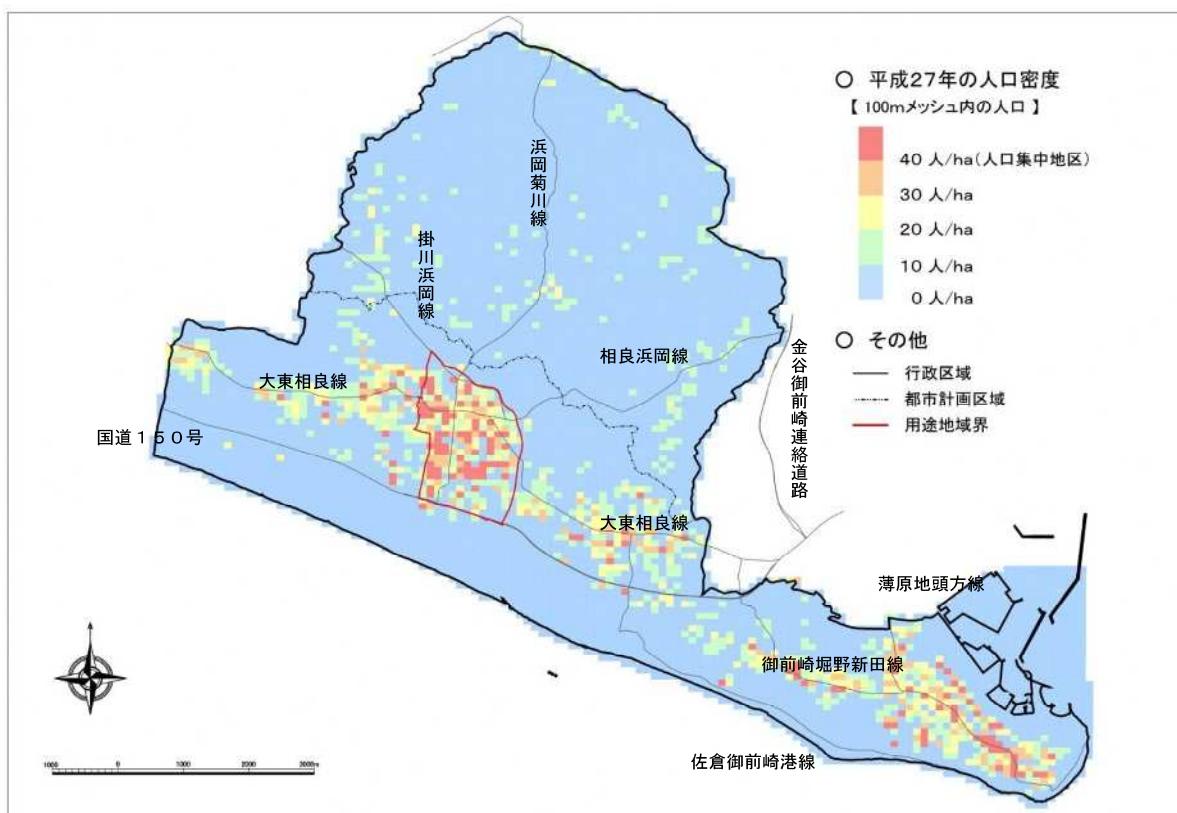
本市の人口は、用途地域内および各地域の主要道路の沿線に分布しています。

人口減少に伴い、人口密度も全体的に低下傾向にあります。池新田地域の用途地域内および御前崎地域は人口密度 40 人／ha を維持しています。

また、平成 22 年と令和 12 年の人口推計を比較すると、市内全域で減少傾向にあります。その中でも、池新田地域の中央部や、御前崎地域、都市計画区域外の 3 地域の人口減少は、他の地域に比べ進行が早い傾向にあります。

高齢化も人口減少と同様に進行し、令和 12 年にはおおむねの地域で高齢化率 30% 以上、後期高齢化率 20% 以上となる見込みです。厚生労働省によると 75 歳以上の後期高齢者は、65 歳～74 歳の前期高齢者に比べ、要介護（要支援）の認定を受ける割合が約 7 倍増加するとされているため、今後、公共交通網の充実などが必要になると考えられます。

《 平成 27 年人口分布 》

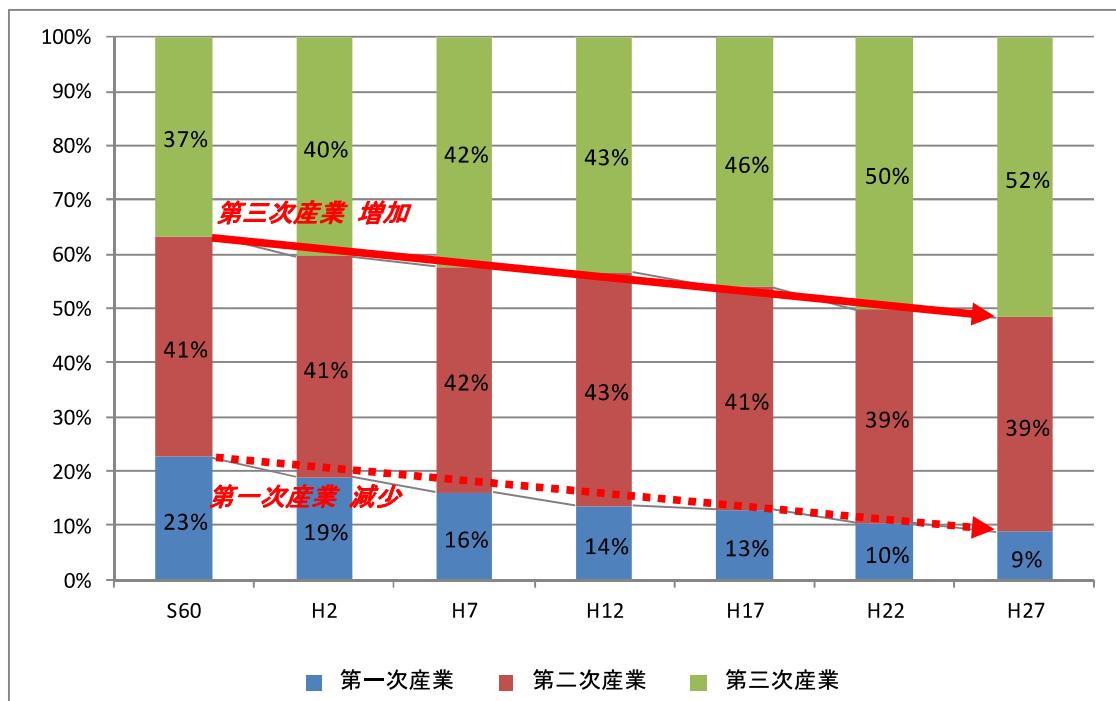


*国土数値情報の「500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計）」をもとに作成

4. 産業別人口

産業別就業構成比率の推移をみると、第一次産業就業者が減少し、第三次産業就業者が増加しており、第一次産業から第三次産業に就業人口が移りつつあります。

《 産業別 就業者構成比率の推移 》



3. 現状と課題

1. 土地利用

① 用途地域内

本市の中心的な位置にある池新田地域は、市内で唯一用途地域が指定されている地域であり、公共施設や商業施設などが集積しています。

用途地域内では、長者坪地区で土地区画整理事業が行われ、新たな区画道路の整備が進められましたが、それ以外の地区については旧来の区画道路の一部が整備されたのみです。

現在、都市計画道路の整備が進められつつありますが、区画道路の未整備な地域においては住宅建設が進められないため、住居系用途地域内においては未利用地多く存在しています。

そのため、用途地域内の未利用地では、宅地に接する道路の整備を図る必要があります。特に、主要地方道や県道から外れた場所では道路幅員が狭い上、土地があっても接道が確保できないために宅地として利用できない場所が多く存在しています。

その対策として、大規模な面整備が困難な地区については、地域住民が協力し合って、開発面積の少ない組合施行などの小規模土地区画整理事業や、民間による開発行為を誘導し、土地の有効利用が図れるようにすることが重要です。

また、近隣商業などに用途指定されている地域は、かつて池新田地域の中心商業地としてにぎわっていましたが、商業形態が池新田南部線を中心とした道路の沿道に移行し、かつ郊外型の大型店の進出に伴い閉店が相次いでおり、商店街の形成が困難となっています。

用途地域南東部は工業地域に指定されていますが、現状は大規模商業施設が集積している状況にあります。また未利用地も多く存在するため、土地の有効利用を図る必要があります。

② 用途地域外の都市計画区域

用途地域外の土地利用は、主要道路を中心に形成された集落地となっています。この集落地では、周辺地域の農地や森林と調和した環境保全を重点としたまちづくりを進めていくことが重要です。

③ 国道 150 号沿い

高松地域から白羽地域にかけての国道 150 号は、交通需要の増大により 4 車線化が進められていますが、沿道農地は後継者不足により年々荒廃化が進んでいるため、企業や商業施設の誘致を行うなど、荒廃防止対策と適切な土地利用の誘導が必要となっています。

④ 都市計画区域外

北部地域は牧之原台地の大茶園や農業を中心とした集落地域となっていますが、農家の減少とともに若者が流出し、過疎化が進行しつつあります。このため、農地や森林の保全と活用による人口減少対策に取り組むことが必要です。

また、企業の進出などの土地需要が考えられることから、土地利用の調整を図る必要があります。

⑤ 海岸沿いや北部の観光地

本市には、御前崎港周辺、御前崎灯台周辺、御前崎ロングビーチ、浜岡砂丘、道の駅 風のマルシェ御前崎周辺およびあらさわふる里公園などの魅力的な観光資源があり、観光客は増加傾向にあります。

また各集落地においても観光客を増やし地域を活性化させるため、歴史や自然などの資源を活かしたハイキングコース整備や看板の整備が地域主導で進められています。

しかしながら、宿泊客数が伸び悩んでいることから、さらに魅力的な御前崎市としていくため、体験交流型観光や個々の魅力増進に取り組む必要があります。

2. 交通施設

① 道路

近年、新東名・東名高速道路、富士山静岡空港および御前崎港を結ぶアクセス道路が開通し、利便性が大幅に向上しました。さらに、国道150号の4車線化が進められており、市内全域の開通により東名高速道路インターチェンジや近隣市町とのアクセス性向上が期待されるため、整備を推進していくことが重要となります。

池新田地域では都市計画道路の整備が進められていますが、池新田東部線および池新田中央線は、改良率が低くなっています。このため、道路整備をさらに推進し、体系的な道路網を形成する必要があります。また、市内各所を結ぶ円滑な道路交通を確保するため、「御前崎市道路整備計画」に基づき、計画的に事業を進めていくことが重要です。

なお、道路整備に際しては歩道の設置を行うことが重要です。

② 公共交通

本市は民間バスと自主運行バスにより公共交通網が形成されており、その利用圏域※は都市計画区域内の人口が集積するエリアをおおむねカバーしています。しかしながらバスの利用者は年々減少傾向にあり、今後、人口減少によりさらに利用者が減少した場合はサービス水準を維持していくことが困難になるため、移動手段の確保が課題となっています。

※ 利用圏域：バス停から約300mの範囲（徒歩 約5分）を利用圏域として設定。

3. 公園緑地

総合公園は、市民プール（ぶるる）の整備が完了していますが、その他の公園施設の整備は未着手となっています。このため、時代背景や公園に対するニーズを把握した上で、必要に応じ公園に係わる計画の見直しをしていく必要があります。

そのほか、高松緑の森公園、あらさわふる里公園、浜岡総合運動場、白砂公園、御前崎中央公園および公儀山公園をはじめとして市内の各地に公園緑地が整備され、多くの施設は市民の憩いの場として利用されています。しかし、整備したものの利用が少なく管理が行き届かない公園もあるため、市民と協働で利用の促進と適切な管理を進めていく必要があります。

4. 景観

本市には、牧之原台地の斜面緑地と大茶園、市内各所から望める富士山、浜岡砂丘や御前崎海岸などの美しい海岸線、サーファーでにぎわう海岸など、自然や人の営みや活動からなる特徴的な景観がたくさんあります。また市民による道路愛護活動など、美しい景観をつくる活動も進められており、今後も景観の保全や創出に努めていく必要があります。

5. 森林・農用地

本市の山林は、スギ・ヒノキなどの植林地とクヌギ・コナラの二次林により構成されていますが、林業経営者が存在しないため、間伐や枝打ち等の適切な管理が行われず、放置されているのが現状です。

また農地は後継者不足のため、荒廃農地が増えている現状にあります。

さらに山林ならびに農地は、適切な維持管理による山地崩壊防止や土砂流出防止などの防災機能、地球温暖化防止対策としての二酸化炭素吸収機能が高いため、今後も保全に努めていくことが求められています。

6. 河川・水路・海岸

① 河川

市内を流れる主な河川は新野川、篠川、中西川などですが、護岸にアシやササなどが密生し、水辺景観を損なっているだけでなく、河川としての機能を著しく低下させている箇所が見られます。また、堆積物による河床の上昇は豪雨などによる洪水の恐れが高く、市民の安全を確保するために県へ働きかけて河川改修に取り組む必要があります。なお、河川改修に当たっては、親水機能を持つ護岸の設置など環境対策を視野に入れた整備も必要です。河川環境の保全に当たっては、市民による河川愛護活動など、これからも市民と協働で取り組む必要があります。

② 水路

用途地域のある市街地においては、都市化の進展により排水不良が見られる箇所もあり、池新田地区雨水計画に基づく改修が必要です。

③ 海岸

海岸部は、白砂青松の遠州灘海岸や浜岡砂丘など美しい自然景観と、防風林としてのクロマツの飛砂防備保安林などがありますが、松食い虫の被害が甚大です。現在、ボランティアなどによる植林が行われていますが、今後とも地域を風や砂から守る防風林の保護に努めていく必要があります。

また、海岸線は浸食による砂浜の減少により、波消しブロックの崩壊などの被害が発生しないよう、国や県に働きかけていく必要があります。また、現在も行われている砂浜の定期的な清掃活動などについては、今後とも市民やボランティア、企業などに呼びかけを行い継続していくことが重要です。

7. 上下水道

① 上水道

上水道は現在、大井川広域水道企業団と静岡県榛南水道企業局により供給されていますが、今後とも関係地域との連絡調整を密にし、安全でおいしい水の安定供給の確保に努めていく必要があります。また、配水管については事業計画に基づき主要管路の耐震化や老朽管の布設替を計画的に進めていく必要があります。

② 下水道

池新田・高松地域と佐倉地域の一部は下水道、佐倉地域の一部と都市計画区域外には農業集落排水が整備されています。御前崎地域と白羽地域は、生活環境の改善のために、合併浄化槽の整備をしていく必要があります。

なお、下水道施設については施設の統合や長寿命化を図るとともに、災害対策を進めていく必要があります。

8. 公共施設

少子高齢化を伴う人口減少社会を迎えるにあたり、生産人口も減る中では将来の大幅な税収増は難しく、逆に扶助費※などの増加によって、公共施設の整備および維持管理に充てられる財源は減少すると予測されます。このため、計画的・効率的な整備と維持管理が必要です。

※ 扶助費： 社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。

9. 防災

静岡県では南海トラフ巨大地震などの発生が予測されており、本市においても被害が予想されています。このような災害から、郷土、市民の生命、身体および財産を保護するため、地震に強いまちづくりを推進していくとともに、市民も避難訓練などの防災対策を推し進めていく必要があります。

用途地域内では、基礎的な安全性の向上を図るため、都市計画道路の整備とともに面的整備事業の推進により、避難路ネットワークの確立と延焼防止効果のある区画の形成などを進めていく必要があります。さらに、避難地の安全確保を進め、災害に強い市街地の形成を図ることも重要です。

また、近年連続して発生した各地の震災では、古い木造住宅の倒壊が著しいことから、静岡県が推進するプロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）-0^{ゼロ}※」に併せ、市民に対し耐震診断、耐震補強を行うよう働きかけ、市民一人一人の防災意識を向上させることが重要です。併せて屋外においても、ブロック塀や石垣などの不安定な構造物の倒壊により、多くの死者・けが人が発生していることから、地域とともに避難路の安全確保に取り組んでいく必要があります。

また、浜岡原子力発電所があることから、原子力に対する知識の向上を図り、過去の災害における教訓を活かした防災対策を構築することが重要です。

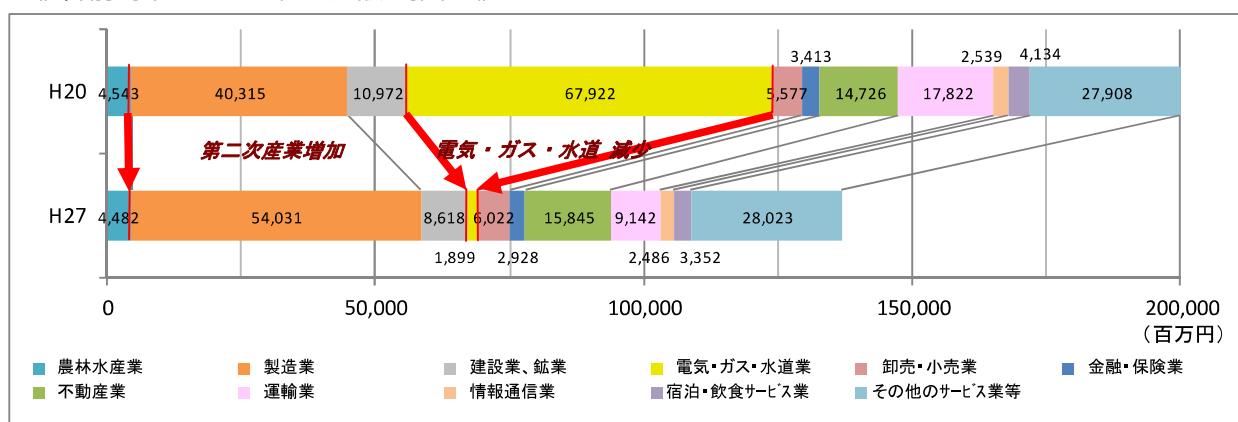
地震による津波被害は世界的な規模で発生しており、本市においては御前崎地域をはじめとする海岸部の津波対策や避難態勢の強化を行い、市民などの命を守り、津波による被害を最小限にする対策が重要なとなっています。

その他、近年多発している台風や局地的な豪雨、土砂災害などにも対応していく必要があります。

10. 産業

各産業の総生産額の推移をみると、平成 20 年には第三次産業の電気・ガス・水道の生産額が最も多かったものの、平成 27 年には第二次産業が増加、第三次産業の電気・ガス・水道が大幅に減少し、本市の産業構造が大きく変化しています。

《 御前崎市における総生産額の推移 》



※ プロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）-O」：

住民による耐震診断の実施や、木造住宅の補強工事に対する補助などを行い、地震における住宅の倒壊による死者をゼロにするための静岡県と市町の取り組み。

第3章 めざすべき都市像

1. めざすべき都市像

1. まちづくりの目標

御前崎市の地域資源を活かし、官民が協力して、

『持続的に発展する御前崎市』

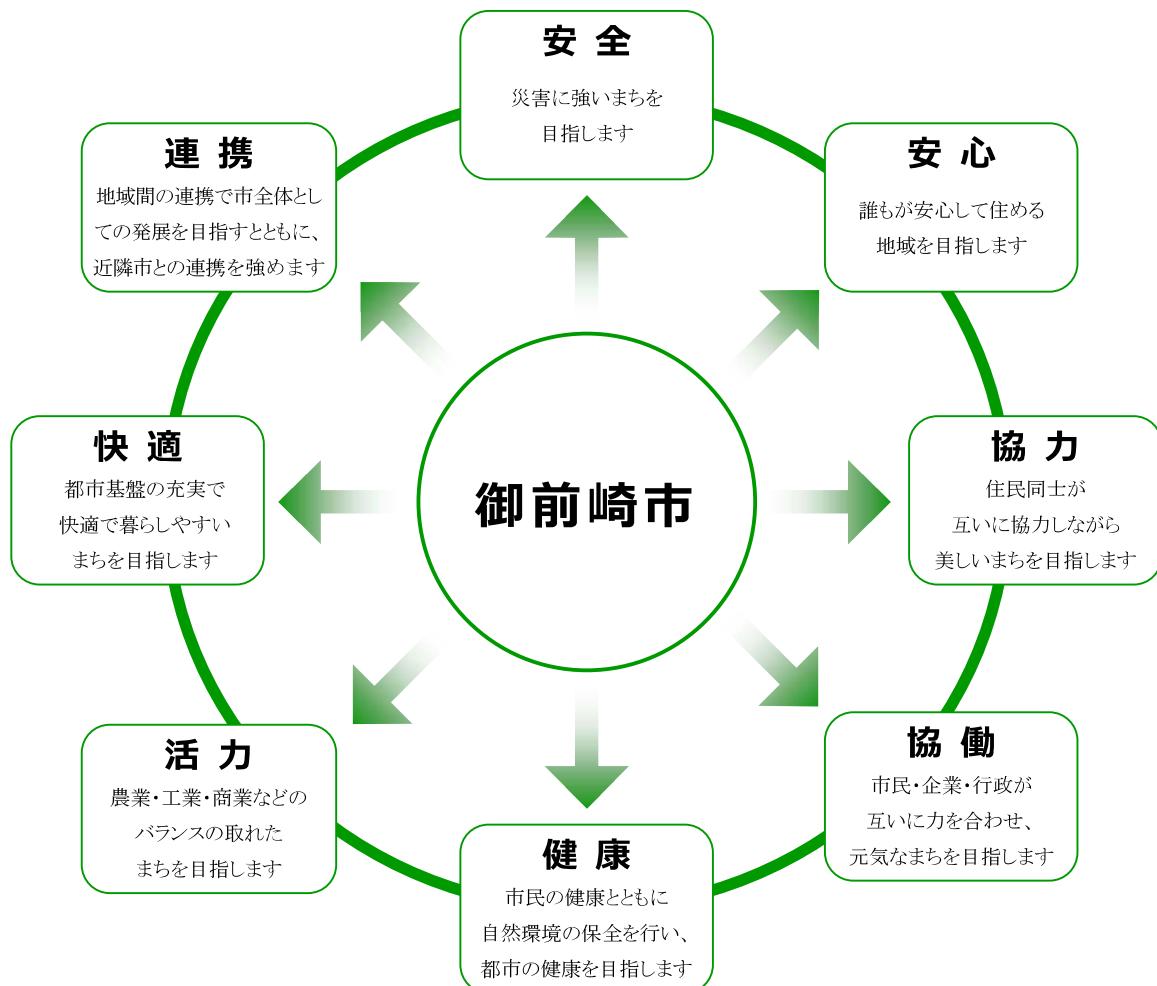
平成 20 年に御前崎市都市計画マスター プランを策定し、「静岡県南端の豊かな自然と環境を活かし みんなの力でつくる 活力があり安全安心な御前崎のまちづくり」を目標として掲げ、まちづくりを推進してきました。

しかしながら策定から 10 年が経過し、人口減少・高齢化、発生が懸念される大規模災害リスク、観光およびエネルギー産業構造の変化などにより、市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変動し、都市間競争が激化する中で『御前崎市の活力をいかにして維持・向上していくか』を考える必要が出てきました。

そのような中、市民や民間企業等は道路・河川の愛護活動やイベントの開催・参加など、**まちを良い場所にするための活動に自負心を持って取り組み**、また行政もまちづくり活動に対する支援を行ってきました。このように官と民がまちづくりに対し同じ想いを持ち、協力していくことで持続的に発展する御前崎市を目指していきます。

2. めざすべき都市像

めざすべき都市像を実現するため、都市を構成する8つの個性を活かし、まちを良い場所とするための活動に自負心を持って、それぞれの地域が自立と協働のもとに取り組んでいきます。



参考：まちを良い場所にしているという自負心 = シビックプライドと、これからの都市マスの構成

① シビックプライドとは、「都市に対する市民の誇り」

シビックプライドとは、「この都市をより良い場所にするために自分自身がかかわっている」というある種の当事者意識を伴う自負心（「シビックプライド2／監修：伊藤香織」より）。

また、市民が地域に対する誇りや愛着を持つこと（「御前崎市シティプロモーション基本方針」より）。

なお市民参加のまちづくりに参画することだけでなく、自宅や店の前の掃除や町内会行事への参加、まちの憩いの場となっている喫茶店等の無意識的な日常の営みも、都市を支えていたり都市の未来をつくっているという自負につながれば、シビックプライドを醸成していると言えます。

② 御前崎市はシティプロモーションの一環として、シビックプライドの醸成に取り組んでいる

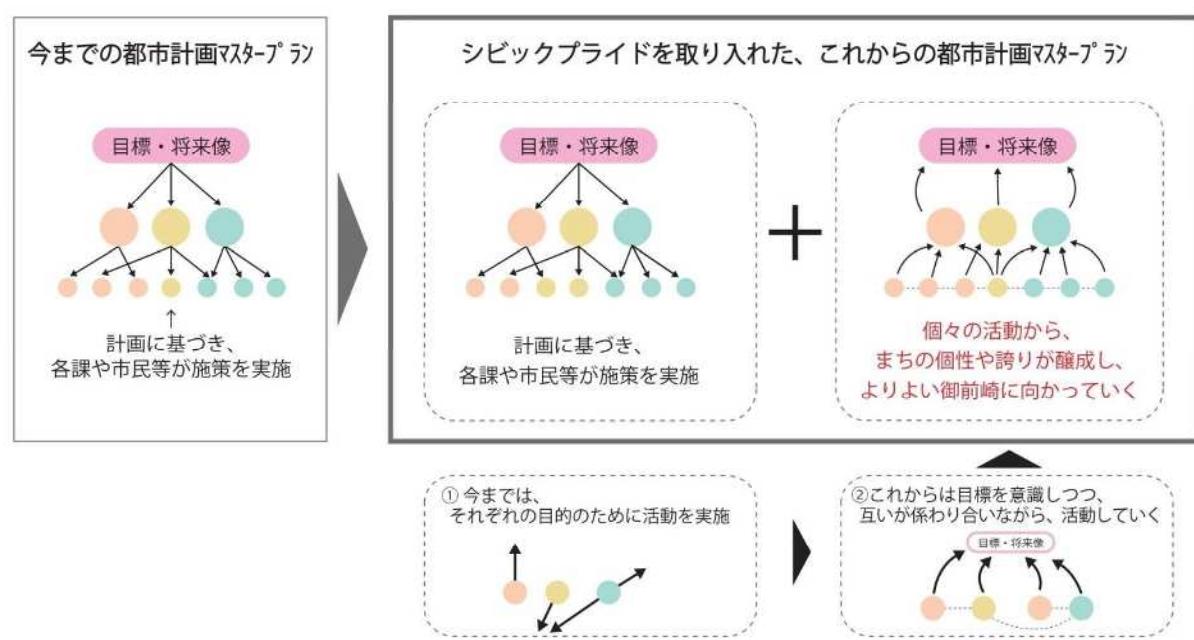
御前崎市はシティプロモーションの基本方針の1つに、「**郷土に誇りを持つシビックプライドの醸成**（「御前崎市シティプロモーション基本方針」より）」を掲げ、定住人口の増加と人口流出の抑制、郷土愛の醸成、新たなコミュニティづくりなど「いつまでも住み続けたいと思うまちづくり」を目的に取り組んでいます。

③ シビックプライドの考え方のもとに、官民が協働で御前崎市をつくりあげていく

②のとおり、シビックプライド（都市に対する市民の誇り）を醸成していくことも、まちの維持や活力の向上につながっていきます。

このため、市民参加のまちづくりや無意識的な日常の営みなどの**市民や企業の小さな活動**によって、当事者に『まちを良くするために取り組んでいるという実感』を付与し、一人一人の元気を引き出し、同じ目標を意識しつつ係わり合っていくことで、御前崎市をつくりあげていきます。

《 これからの都市マスの構成イメージ図 》



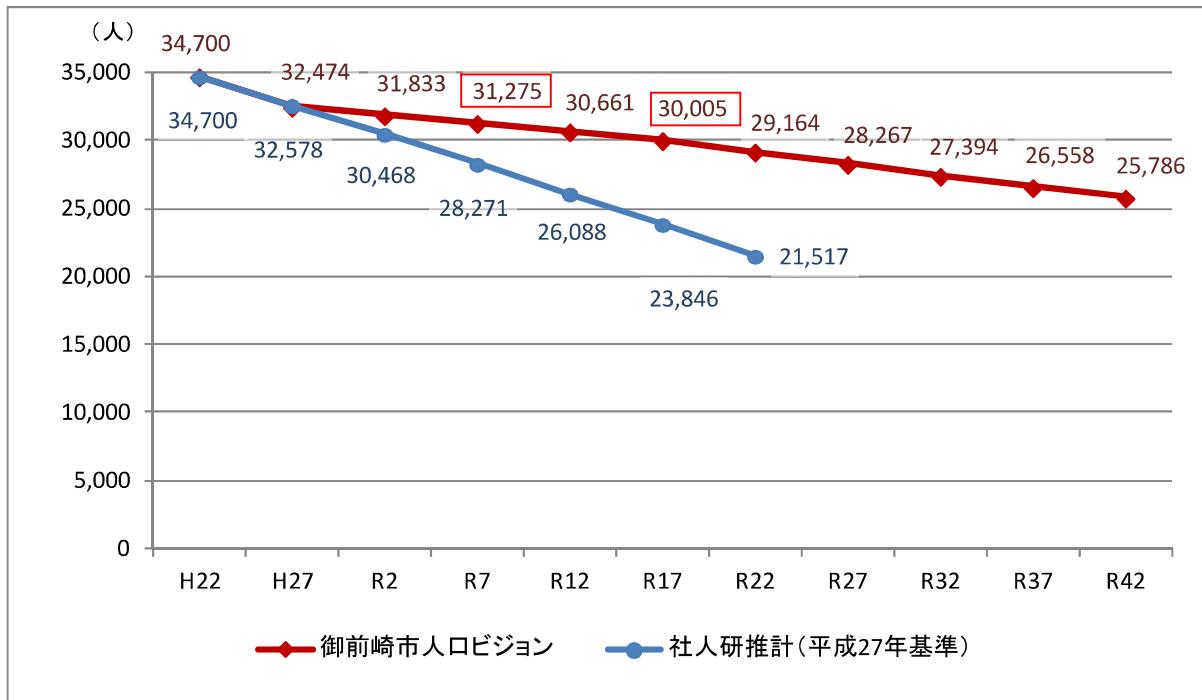
2. 人口フレーム

都市計画マスタープランは「第2次御前崎市総合計画」に掲げる将来都市像を実現するための都市としての方向性を示すものであることから、「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定された将来都市像を実現するための目標値を人口フレームの目標値として設定し、令和7年に31,275人、令和17年に30,005人とすることを目指します。

1. 将来人口の想定

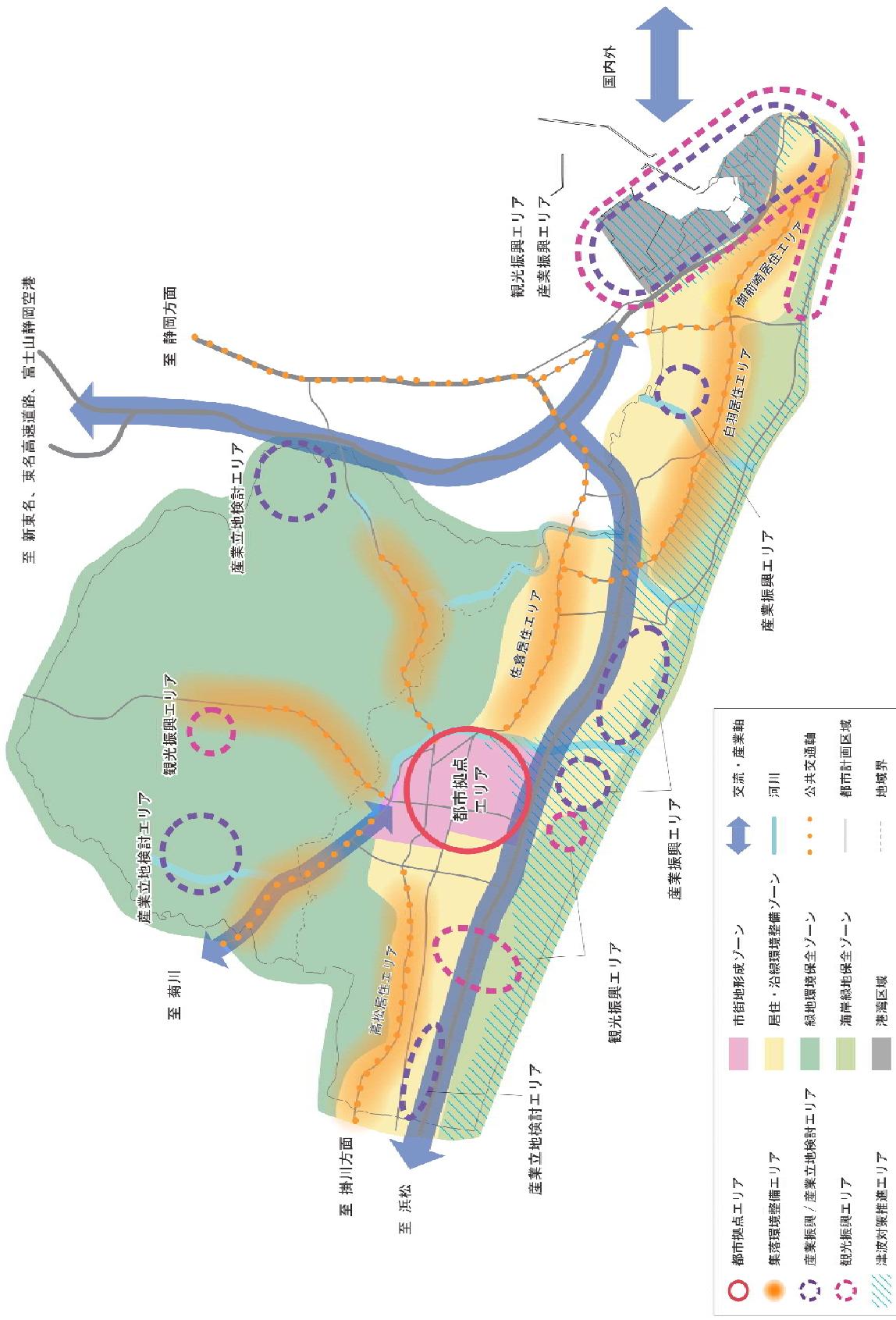
年 次	平成 27 年	令和 7 年	令和 17 年
人 口 想 定	32,474 人 (平成 27 年国勢調査:32,578 人)	31,275 人	30,005 人

2. 人口推計



* 御前崎市人口ビジョン「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、
社人研推計（2018基準）「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」、国立社会保障・人口問題研究所」をもとに作成

3. 都市構造図



第4章 分野別方針

1. 都市構造

少子高齢化の進展とともに人口減少の時代を迎えるにあたり、本市を取り巻く状況は大きく変わっていくことが予想されるため、今後はコンパクトシティの発想のもと、持続的なまちづくりを目指すものとします。

なお、本市の主要道路を中心に集落が形成されている特徴を踏まえると、1箇所に集約するのではなく、『主要道路沿線かつ旧市街地などの生活サービス施設が集中している箇所で、機能の集約を高めること』を指向すべきと考え、都市構造の基本的方向を次のとおりとします。

1. 市街地形成ゾーン

用途地域が指定されている池新田地域を「市街地形成ゾーン」とし、都市の骨格となる道路や雨水路などの基盤整備を推進し、住宅や商業用地の利便性向上を図ります。

2. 居住・沿線環境整備ゾーン

海岸部に面する高松、佐倉、御前崎および白羽地域を「居住・沿線環境整備ゾーン」とし、生活環境向上のための道路整備や住宅用地の確保など、基盤整備を推進していきます。

また、国道150号の4車線化が進んでおり、沿道の利用促進が望まれるため、産業用地として土地利用を誘導し、沿道型産業の振興を図ります。

3. 緑地環境保全ゾーン

市の北部に広がる農地と牧之原台地から続く丘陵地帯である、比木、朝比奈、新野地域は、農地や自然環境を守る「緑地環境保全ゾーン」とし、集落地の環境を維持しつつ生活の利便性を向上させるため、地域内道路の整備を推進していきます。

4. 海岸緑地保全ゾーン

海岸部は浜岡砂丘や御前崎海岸など、御前崎市が誇る美しい景観の地域であり、海岸線の松林や海浜地域は、市街地形成ゾーンや居住・沿線環境整備ゾーンを守るための「海岸緑地保全ゾーン」とします。

今後も、海岸線や海岸部の保安林に指定されている緑地帯などの自然環境と景観を保全し、観光資源として活用していきます。

2. 土地利用

地域特性を活かした適切な土地利用を推進するため、土地利用エリアごとの方針を以下に示します。

1. 都市拠点エリア

市の中心的な位置にある池新田地域は、用途地域が指定され、行政や文化施設などに加え、商業施設の集積する地域です。

このため、今後とも市の拠点地域としてふさわしい住宅、商業、文化および行政機能などを維持し、コンパクトに集積した都市拠点エリアとします。

・ ・ ・ ・ 整備の方向 ・ ・ ・ ・

- ・ 都市計画道路の計画的な整備を推進し、都市の利便性を向上させます。
- ・ 郊外への無秩序な土地利用の拡大防止と適切な用途配置を推進するため、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。
- ・ まちの中心部の人口を維持するため、空き地・空き家の有効活用などを実施します。
- ・ 地域の魅力を磨き上げていくことで、地域に愛着を持ち、「いつまでも住み続けたい」と思うまちづくりを目的に「シティプロモーション」を推進します。

① 住宅地域（住居系用途）

住宅地は、東町、本町、早苗町、中町および大山の5つの町内会から構成され、住居系用途が指定されています。これらの住居系用途指定地域の利用を促進するため、生活道路の整備を推進します。

また、緑豊かで潤いのある景観に配慮した市の中心として、風格のあるまちなみづくりを推進します。

さらに、安全な市街地の形成を図るため、住宅地の耐震化や危険なブロック塀の撤去および改善を推進します。

・ ・ ・ ・ 整備の方向 ・ ・ ・ ・

- ・ 御前崎市道路整備計画に基づいた、計画的な都市計画道路の整備を推進します。
- ・ 接道がなく住宅建設が困難な用途地域内未利用地は、小規模土地区画整理事業や民間事業者の開発行為などを誘導し、用途地域内の土地利用を進めます。
- ・ 住宅が密集し面的な整備が困難な地域は、地域住民が取り決める地区計画制度※などにより道路を整備し、住環境を改善します。

※ 地区計画制度：

土地区画整理事業が困難な地域において、住民・地権者が中心となって建物の建て方、最低敷地面積、高さ、建てられる用途などに加え、将来拡幅したい道路位置の指定などを行い、住民主体で地域の環境を守るための制度。

② 商業地域（商業系用途）

都市計画道路大山本町線、池新田中央線沿道に商業系の用途が指定されていますが、近年では都市計画道路池新田南部線への商業施設の立地が目立っています。このため、既存商店街と大型店との連携を図るため、商業系用途に指定されている地域への商業施設の誘導を図るとともに、都市計画道路の整備を促進し、安心して買物ができる環境を整備します。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 商業施設が集積する場所や商店街の活性化を図るために、都市計画道路の整備を図り、回遊性を高めます。
- ・ 既存商業施設の維持とともに、新たな商業施設の進出の際には用途地域に合った施設配置を誘導します。
- ・ 商工会などとの連携による商店街活性化策の推進を図り、活気ある商業活動ができるよう施設の集積および連続性の形成に配慮します。

③ 工業地域（工業系用途）

用途地域南東部には工業地域が指定されており、いくつかの企業が立地していますが、都市計画道路池新田南部線沿道は、事業所とともに大型商業施設が立地しています。都市計画道路池新田南部線より北側は、工場が立地しているものの未利用地も多く存在するため、今後は小規模事業用地として土地の有効利用を図ります。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 住居系用途地域内に存在する、工業系不適格建築物の適切な配置を誘導します。

2. 集落環境整備エリア

① 南部

池新田を中心とする東西に広がる周辺地域は、住宅地が適切に立地するエリアとして、住宅と農地が調和した美しいまちづくりを推進します。なお、南部地域は主要道路を中心に集落が形成されているため、主要道路沿線の生活利便施設や住居を維持していくことで、持続可能なまちづくりを進めます。

また、津波対策、土砂災害対策、住宅の耐震化や危険なブロック塀の撤去および改善などを推進し、安全な環境の形成を図ります。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 農地の無秩序な宅地化を防止します。
- ・ 宅地と農地や森林の緑が調和した美しい景観のまちづくりを進めます。
- ・ 地域の魅力を磨き上げていくことで、地域に愛着を持ち、「いつまでも住み続けたい」と思うまちづくりを目的に「シティプロモーション」を推進します。

1) 高松居住エリア

市の西部にある高松地域は、県道大東相良線沿線に住宅地が集積しています。高松神社や静岡カントリー浜岡コース、高松緑の森公園など、地域の自然環境と調和した緑豊かな住宅地として維持するとともに、今後も生活環境基盤としての生活道路および緑地環境の整備を行っていきます。

2) 佐倉居住エリア

池新田地域の東にある佐倉地域は、県道大東相良線沿線に住宅地が集積し、南部地域には浜岡原子力発電所が立地し、関連企業や電力関係者の社宅や住宅も多い地域です。

また、佐倉居住エリアは、昔ながらの集落地から発展した地域であり、生活道路が狭く見通しの悪い場所もあるため、幹線道路との交差点の改善を進めます。今後は、緑豊かな環境を活かしつつ、生活道路を計画的に整備し、安心して住むことができる地域づくりを推進します。

3) 御前崎居住エリア

市の東端にある御前崎地域は、県道御前崎堀野新田線沿道を中心に商業・業務施設が集積し、それらを取り巻く形で住宅地が形成されている地域です。また、海岸部には漁村集落から発展した住宅地が存在し、地域の観光資源とともに民宿や海産物を中心とした店舗などが立地しています。しかし、いずれの地域においても道路幅員が狭く、居住環境の改善と生活の利便性を向上させるために、生活道路の整備を進める必要があります。加えて、海岸沿いの住宅地は大地震発生の際に津波の被害が予想される地域であることから、高台への避難路の整備を優先し、安全なまちづくりを推進します。

4) 白羽居住エリア

市の東部にある白羽地域は、県道御前崎堀野新田線沿線を中心に住宅が集積し、農業を中心とした地域となっています。今後も良好な農業経営を基盤とした居住環境を維持するエリアとして位置付け、農業と共に存できる住環境の改善に努めます。

② 北部

それぞれの集落地の環境を維持し、生活利便性を向上させるため、地域内の道路整備を推進します。

過疎化が進行する北部地域の若者の定住化やU I Jターン居住を図るため、美しい農地や自然環境を活かしたグリーンツーリズムを推進し、新たな雇用の場の創出などを行い、人口減少を防止するための施策を展開します。

また、土砂災害対策、住宅の耐震化や危険なブロック塀の撤去および改善などを推進し、安全な環境の形成を図ります。

・ ・ ・ ・ 整備の方向 ・ ・ ・ ・

- ・ 御前崎市道路整備計画に基づいた主要道路の整備を推進します。
- ・ 土砂災害対策のため、住民と連携した山林の適切な管理を進め、安全な居住環境の確保に努めます。
- ・ 農業振興拠点施設を活用し、農業者の支援を行います。
- ・ 集落地域の過疎化に対応するため、農業体験（市民農園、体験農園、茶園ピクニック）などを検討し、若者雇用の場を増やします。
- ・ 地域の魅力を磨き上げていくことで、地域に愛着を持ち、「いつまでも住み続けたい」と思うまちづくりを目的に「シティプロモーション」を推進します。

3. 産業振興／産業立地検討エリア

新東名・東名高速道路、富士山静岡空港、御前崎港を結ぶアクセス道路が開通し「陸・海・空の交通ネットワーク」が構築され、利便性の向上に伴う産業のポテンシャルが大幅に向上了ことから、既存の工業集積地の規模拡大や効率化を図る「産業振興エリア」、新たな産業立地を検討する「産業立地検討エリア」を位置付け、本市の産業誘致を活発化させていきます。

・・・・整備の方向・・・・

- ・ 用途地域内の用途不適格工場や、移転が必要な事業所の工業再配置用地の確保を図ります。
- ・ 市内各所に位置付けられている工場適地のPRを進め企業誘致を行い、土地の有効利用を図ります。
- ・ 港湾や電源地域の特性を活かした給付金制度などがある御前崎市の優位性をPRし、企業誘致を図ります。
- ・ 企業誘致を推進するため、産業適地調査やサウンディング調査※を実施します。
- ・ 周辺地域への自然環境配慮、公害発生防止などの指導を徹底した工業団地の整備を推進します。
- ・ 静岡県の港湾整備計画との連携を図ります。
- ・ ポートセールスの拡大による、港湾周辺地域の企業誘致推進を図ります。

① 池新田工業団地周辺エリア

池新田工業団地は、市街地内の不適格工場の移転先用地および新たに進出する企業の受入れ用地として位置付けます。

② 原子力発電所周辺エリア

浜岡原子力発電所周辺は、原子力関連企業をはじめ、工場等が集積するエリアとして位置付けます。

③ 白羽工業団地エリア

白羽工業団地は、今後も景観や環境に配慮し、未利用地に対し進出を促し活性化を図るエリアとして位置付けます。

④ 御前崎港産業振興エリア

御前崎港周辺は、重要港湾として国際貿易港の整備が進んでおり、貿易の一翼を担う地域として有効利用を図るとともに、港湾景観などに配慮した御前崎港産業振興エリアとして位置付けます。今後は、太平洋の主要航路に面する立地を活かした運輸関連企業の誘致および電源地域の優位性を活かした企業誘致をするなど、活力ある港湾振興整備に努めます。

⑤ 産業立地検討エリア

サウンディング調査※などを実施し、景観や環境に配慮した企業誘致に努めます。

※ サウンディング調査 産業立地等の検討の際に、民間事業者のアイデアや市場性の有無を公募による対話で把握するもの。

4. 観光振興エリア

御前崎港周辺、御前崎灯台周辺、御前崎ロングビーチ、浜岡砂丘、道の駅 風のマルシェ御前崎周辺およびあらさわふる里公園を「観光振興エリア」に位置付け、個々の魅力を高めるとともに観光資源の連携を高めます。

さらに、三方を海に囲まれた岬を有するまちの特色を活かした体験交流型観光地を目指すため、修景や美化に配慮し、海の青と山の緑が美しいリゾート地にふさわしい環境形成に努めます。

このほか、海と山、農業などが楽しめる自然体験型観光地域や、市民団体が歴史的資源を巡るために整備したハイキングコース等をPRし、観光客の誘致を図ります。

・・・・・ 整備の方向 ・・・・・

- ・ 茶畠や里山の自然・歴史・文化資源を活かした市民農園、体験農園、茶園ピクニックの体験などと連携を図り、通過型の観光から滞在型の観光に転換し、活性化を図ります。
- ・ 静岡県内の他の都市では見られない灯台と岬、台地の自然景観が織りなす風景と新鮮な食材を活かした観光振興エリアとして、富士山静岡空港との近接性を活かし、外国人観光客が宿泊に訪れるように誘致を図ります。
- ・ 市内の旅館業組合や民間企業と連携して観光客の誘致を行い、観光振興を推進します。
- ・ 体験型観光の導入や民間観光商業施設の誘致を図ります。
- ・ 観光に寄与する市民活動の促進と、行政のバックアップ体制を構築します。
- ・ 地域の魅力を磨き上げていくことで、地域に愛着を持ち、「いつまでも住み続けたい」と思うまちづくりを目的に「シティプロモーション」を推進します。
- ・ クルーズ船の誘致を強化します。
- ・ 合宿地やマリンスポーツ大会の誘致活動を促進します。
- ・ 栽培漁業と沿岸域の漁場整備を支援し、観光と漁業をつなげます。

5. 津波対策推進エリア

津波浸水想定区域を「津波対策推進エリア」に位置付け、津波避難計画方針書に基づき観光客を含めた津波避難対策を推進し、市民・観光客の安全・安心を高めていきます。

・・・・・ 整備の方向 ・・・・・

- ・ 津波対策推進エリアは、「5. 都市防災」に位置付けた整備の方向により、重点的に取り組みます。

3. 交通体系（道路計画）

1. 広域幹線道路

新東名高速道路や富士山静岡空港と御前崎港を接続する金谷御前崎連絡道路の整備が進められており、将来的に交通量の増加が予想されます。このため、関連する国道 150 号の整備を促進します。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 広域幹線道路の整備促進を図るため、国や県の事業と協力し、国道 150 号の 4 車線化の早期整備を促進します。
- ・ 整備済みの道路については、道路施設の点検と維持管理に努めます。

2. 幹線道路

幹線道路は、産業の発展、まちづくりの活性化、浜岡地域と御前崎地域の結びつきを強めるために重要な道路です。このため、整備に関しては安全性、景観を考慮して、優先度の高い道路から整備を推進し、交通ネットワークの確保に努めます。

また、産業立地と併せ、幹線道路の整備を推進します。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 道路整備計画に基づき、優先度の高い道路から計画的な道路整備を推進します。
- ・ 整備済みの道路については、道路施設の点検と維持管理に努めます。
- ・ 生活基盤の利便性確保、災害時の避難路確保の対策に取り組みます。
- ・ 補助制度の充実と道路愛護活動を周知し、実施団体や活動路線の増加を図ります。
- ・ 市民協働により道路区域の草刈り作業などを実施することで、道路の環境美化を図ります。

・・・・・都市計画による事業・・・・・

- ・ 都市計画として、中期（おおむね 10 年以内）に整備を予定する道路を以下に示します。

3・3・28	海岸幹線
3・4・29	池新田東部線
3・4・30	池新田中央線
3・4・32	大山東町線
3・5・34	大山本町線

3. 生活道路（区画道路）

生活道路（区画道路）は、市民生活の利便性向上のために欠くことのできないものです。幅員が狭く、すれ違いや歩行者の安全が確保できない道路について、周辺住民が土地を提供し合うなどして必要な土地を確保し、計画的に整備していきます。さらに、道路が市民憩いの場となるような、市民にやさしい道路空間づくりを推進します。

なお、道路の拡張が困難な場所は、当該地域住民の理解と協力によるゾーン30※やコミュニティ道路（歩車共存道路）などの対策を行い、安全性を確保した道路を形成します。

また、道路利用者の安全・安心を考えた整備や維持管理と地域要望の実現に向け、町内会などと協働し、事業の推進や維持管理に努めます。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 道路整備に際しては、交差点の安全対策などに配慮し交通事故の発生防止に努めます。
- ・ 整備済みの道路については、道路施設の点検と維持管理に努めます。
- ・ 生活基盤の利便性確保、災害時の避難路確保のための対策に取り組みます。
- ・ 補助制度の充実と道路愛護活動を周知し、実施団体や活動路線の増加を図ります。
- ・ 市民協働により道路区域の草刈り作業を実施することで、道路の環境美化を図ります。

4. だれもが利用しやすい道路づくり

高齢化社会の進展に配慮し、歩道の設置や段差等の道路障害物を解消するなど、だれもが利用しやすい道路づくりを推進します。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 福祉用電動車両や歩行補助具を必要とする高齢者が安心して通行できるよう、バリアフリーに配慮した整備を行います。
- ・ 事故の多い交差点については、カーブミラーや区画線を設置し、交通事故を未然に防ぐ環境整備を行います。
- ・ 歩行者の安全性を向上させるため、歩道を確保するなどの整備を検討します。

※ ゾーン30：

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制する。

5. 公共交通

地域の特性や市民ニーズに合った公共交通ネットワークの構築を図り、快適で環境負担の少ない移動手段の確保を目指します。

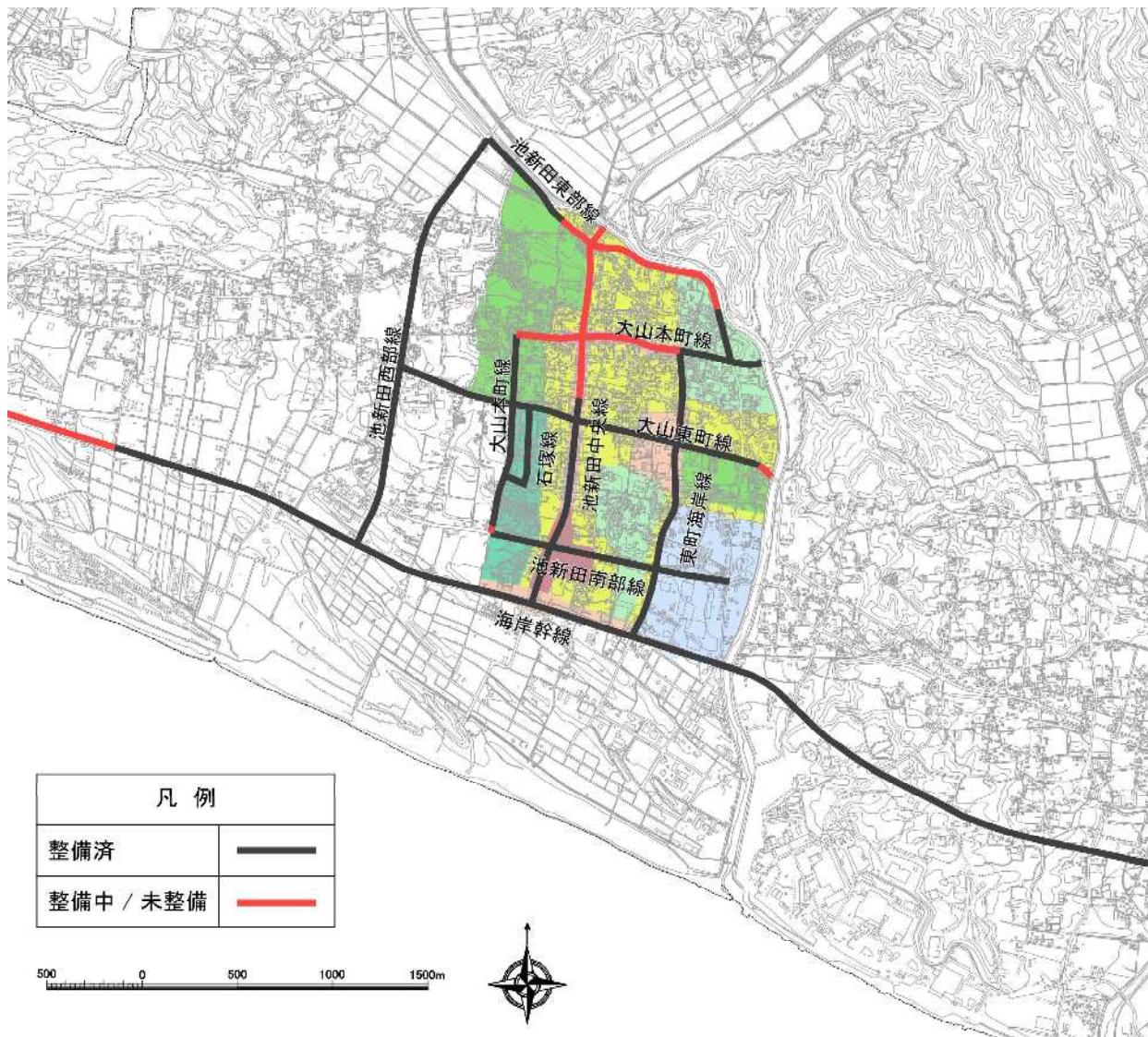
また、高齢者などが安心して便利に移動できる社会を実現するため、地域と行政が連携した移動手段を確立します。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 自主運行バスの利用促進を図り、効率の良い運行に取り組みます。
- ・ 利用者のニーズや利用実態に合わせ、新たな運行形態を検討します。
- ・ 公共交通を維持・活性化するため、移動の広域性の現状を踏まえ、隣接市との連携による公共交通ネットワークを検討します。

《 都市計画道路の計画と整備状況 》

名称		計画決定 (m)	
番号	路線名	市全域	用途地域内
3. 3. 16	南遠幹線	800	0
3. 3. 28	海岸幹線	9,040	1,340
3. 4. 29	池新田東部線	1,860	1,640
3. 4. 30	池新田中央線	1,990	1,990
3. 4. 31	池新田西部線	2,290	0
3. 4. 32	大山東町線	2,020	1,670
3. 4. 33	池新田南部線	1,270	1,270
3. 4. 34	大山本町線	2,320	2,320
3. 4. 35	東町海岸線	1,520	1,520
7. 6. 1	石塚線	500	500



4. 都市環境、都市施設

1. 都市基幹公園

浜岡総合公園は平成8年に都市計画決定され23年が経過しましたが、市民プール（ぷるる）が整備されているのみでその後の整備が進められていないことから、時代背景や公園に対するニーズを把握した上で、必要に応じ公園に係わる計画の見直しを検討します。

なお整備済みの箇所は、定期的な点検・修繕により、安全・安心な公園の維持・管理に取り組みます。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 浜岡総合公園の整備を図るため、事業計画の検討を行います。
- ・ 都市基幹公園の計画的な点検・修繕による維持管理を進め、事故や景観の悪化を防止します。
- ・ 利用状況と利用者ニーズに配慮した施設の改修に努め、憩いの場を確保します。

2. 住区基幹公園等

地区公園、近隣公園、街区公園は、緑の基本計画などの見直しによる公園整備の目標量について検討を行い、公園が不足している地域の改善に努めます。

整備済みの公園は、遊具や施設の老朽化、景観の悪化を防止するため、計画的な遊具などの点検・修繕・改修や植栽等の管理を行い、安全・安心な公園の維持に努めます。また、市民協働による公園の日常管理や公園の利活用を推進します。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 公園等不足地域については、緑の基本計画などの見直しを行い、時代にあった公園施設の適切な配置を検討します。
- ・ 利用状況と利用者ニーズに配慮した施設の改修に努め、憩いの場を確保します。
- ・ 遊具や施設については、長寿命化計画に基づいて修繕などを実施し、安全で安心な公園の維持管理に取り組みます。
- ・ 緑化推進のために、グリーンバンク事業や緑の募金事業などを通じて市民へのPRを推進し、自然と調和した公園景観の充実に努めます。
- ・ 市民協働による公園の清掃や草刈りなどの日常管理を積極的に推進し、公園の保全に対する市民一人一人の意識の高揚を図ります。
- ・ 公園の使い方について市民自らが考え、利用していくことで、活用や保全につなげます。

3. 景観

牧之原台地の斜面緑地と大茶園、市内各所から望める富士山、浜岡砂丘や御前崎海岸などの美しい海岸線、サーファーでにぎわう海岸および河川沿いに咲き誇る花など、自然や人の営みや活動からなる後世に残したい景観がたくさんあります。このような景観を保全するための規制を検討し、観光資源として価値の高い自然景観を守ります。また、市民や来訪者による自然資源を活用した魅力的な景観の創出を促進させます。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 景観に対する意識を高め、行政・市民・企業が一丸となって美しい御前崎市づくりに取り組むよう、景観計画などの策定を検討します。
- ・ 地域や集落ごとに、特性を持った景観の保全および形成に配慮していきます。
- ・ 自然景観の保全、国指定天然記念物「白羽の風蝕礫産地」の保存、御前崎灯台やマリンパーク御前崎の整備および茶畠や里山の自然・歴史・文化資源を活かした観光の推進を図ることで、人と自然が作り出す景観を創出します。

4. 自然的環境

①森林

森林は、国土の保全、水源かん養、山地災害防止、地下水保全、生活環境保全、保健文化、レクリエーションおよび二酸化炭素の吸収などの多面的機能を持った重要な資源です。また、用途地域から見える北部地域の丘陵地景観や、用途地域内ならびに都市計画区域内の緑地として、潤いを与える一つの景観構成要素となっています。これら森林の自然環境の保全に努めます。

さらに、緑豊かな森林・生物を次世代に引き継いでいくため、御前崎市環境基本計画に基づき環境教育や環境保護活動を推進します。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 風倒木被害や土砂崩れなどを防止するため、山地の保護に努め、災害発生の未然防止に努めます。
- ・ 山林は放置され、密生し、荒れ地化が進行していることから、土地所有者の協力の下で適切な管理を行います。
- ・ 山林の適切な管理を推進するに当たっては、地域の植生や自然環境に配慮して、地主や市民などと協働で取り組みます。
- ・ 北部地域（比木、朝比奈、新野地域）における企業立地や住宅用地などを整備する場合においては、地域の植生や自然環境に配慮して整備を行うよう指導を行います。
- ・ 里山や古城跡のハイキングコースにおいて、生き物や自然とふれあう環境教育の場を提供し、市民一人一人の環境への意識向上を図ります。

②農用地

農用地は、緑地空間として景観、生態系に関連する自然環境、防災などの地域環境に重要な役割を果たしています。

しかし、後継者不足による荒廃農地の増加は都市景観や環境の悪化につながるため、農地の保全や再生および活用に地域ぐるみで取り組んでいきます。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 都市的土地利用との計画的な調整を図りながら、農地の無秩序な転用を防止して保全に努めます。
- ・ 市民農園、体験農園、観光農園など、自然との触れ合いの場の提供や遊休農地の有効活用等の観点から、農地の多面的な利用を検討します。
- ・ 荒廃農地の分布や農地貸出の意向を把握するための農地調査を継続します。
- ・ 荒廃農地対策として、優良農地に再生できるよう支援制度を周知し、農地を維持していきます。
- ・ 安定した農業生産基盤を維持するため、農業用パイプライン施設や揚水機場などの農業用水施設の大規模改修を支援します。
- ・ 生産性の高い土地利用型農業を実現するために、水田や茶畠の大区画化、暗渠排水施設などの農地整備を推し進め、荒廃農地の解消や生産基盤強化の推進に努めます。
- ・ 農業振興拠点施設を活用した6次産業化について検討します。

③河川・水路・海岸

1) 河川

河川は、治水機能の向上や良好な水環境の回復を図るために重要な施設であるため、必要な改修と適切な管理に努めます。なお、改修に当たっては自然景観や生態系の保全に配慮し、憩いとやすらぎを醸成し、市民に愛され親しまれる水辺環境づくりに取り組みます。

また、河川環境を保全するため、市民と連携した清掃活動の実施や教育学習の場として活用していきます。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 二級河川は、水害発生防止に重要な役割を持つことから、河床の堆積物除去や堤防の維持管理などを関係機関に働きかけていきます。
- ・ 市民参加による定期的清掃や緑化などの活動を継続し、良好な河川空間の形成に努めます。
- ・ 補助制度の充実と河川愛護活動を周知し、実施団体や活動路線の増加を図ります。
- ・ 水辺の利用方法などを市民自らが考え、活用や保全につなげていきます。

2) 雨水路

雨水路は、雨水を河川などに排水する都市の重要な施設です。用途地域内においても既設雨水路の排水能力不足が確認される箇所もあるため、必要な改修と適切な管理を推進します。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 雨水路は、河川への雨水排水を適切に行うため、水害発生防止に重要な役割を持つことから、適切な維持管理を推進します。
- ・ 池新田地区雨水計画による改修が必要な箇所について、計画的に整備を推進します。

3) 海岸

本市には延長約 16km に及ぶ浜岡砂丘を含む砂浜と松林が続く遠州灘の海岸があります。海岸線は、御前崎遠州灘県立自然公園に位置付けられているため、植物や海岸の生物の保全に努めます。また、保安林は災害を軽減する緑地として重要であるため、市民と協働で保全していきます。

さらに、豊かな地域の自然資産を次世代に引き継いでいくため、御前崎市環境基本計画に基づき環境教育や環境保護活動を推進します。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 遠州灘海岸は海岸浸食が進み、砂浜は年々減少しています。このため、国や県に働きかけ保全対策に取り組みます。
- ・ 松林の続く海岸部は、白砂青松の美しい地域として御前崎市の景観を代表する地域となっています。今後も、市民による保護組織などと協働で保安林等の植林や松食い虫対策などに取り組みます。
- ・ 海岸部に存在する原野は、ハマボウフウやハマヒルガオなど海岸部固有の植生により形成されています。市民と協働で保全活動に努めます。
- ・ 稚魚の放流体験、ウミガメの観察会、磯の観察会など海を活用した体験を通じ、海岸・生物の保全を図ります。
- ・ 海岸の使い方を市民自らが考え、活用や保全につなげていきます。

5. 上水道・下水道

①上水道

日常生活に欠かすことのできない上水道については、今後も安定供給に努めるとともに、老朽化した管路の更新や主要管路の耐震化などを行い、災害時にも迅速に対応できるよう水道施設の適切な維持管理を推進します。

・・・・・整備の方向・・・・

- ・ 今後とも、水道事業基本計画に基づいた配水池の築造や布設替えなどにより、安全でおいしい水の安定供給に努めます。
- ・ 災害時の応急給水に対応するため、老朽化した施設の更新や耐震化を推進し、水道施設の適切な維持管理を継続します。
- ・ 定期的な保守点検を継続し、水道施設の不具合箇所の早期発見に努めます。

②下水道

快適な生活環境の確保や河川などの水環境を保全するため、下水道と合併処理浄化槽による地域に合った生活排水処理対策を推進します。さらに、下水道施設の統合や長寿命化を図るとともに、地震・津波などの災害に対する総合的、計画的な対策を推進します。

なお、池新田地域、高松地域と佐倉地域の一部には下水道が整備されており、佐倉地域の一部と都市計画区域外には農業集落排水が整備されています。御前崎地域と白羽地域については、合併処理浄化槽の整備計画を推進します。

・・・・・整備の方向・・・・

- ・ 御前崎地域、白羽地域は合併処理浄化槽の整備を推進し、生活環境の改善を図ります。
- ・ 下水道や農業集落排水の接続率の向上を図ります。
- ・ 農業集落排水 6 処理施設を浄化センター 2 施設に統合することで、老朽化に伴う改築費やランニングコストを削減し、持続可能な下水道事業を推進します。
- ・ 下水道施設の長寿命化対策を実施することにより、設備の延命化およびライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・ 下水道は生活において必要不可欠な施設であるため、災害時においても下水道の機能を保持し、被災したとしても早急に復旧できるよう、浄化センターや管路施設について地震対策や津波浸水対策に取り組みます。

6. エネルギー

土地利用構想との整合性を図りながら、本市の特性を活かした自然に優しいエネルギーの利用を推進します。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 風力発電や太陽光発電に伴う無秩序な開発を防ぐため、ガイドラインの周知や指導などにより、再生可能エネルギーの導入の適正化を図ります。
- ・ 地域産業での再生可能エネルギーの活用を図ります。
- ・ 公共施設や観光施設への再生可能エネルギーの積極的な導入を図ります。
- ・ エネルギーに関する教育・学習機会や情報提供の充実を図ります。

7. その他 都市施設

生活の基盤やまちづくりの拠点となる公共施設については、安全で快適に利用できるよう、公共施設の適切な維持管理に努めていきます。また、市民生活に必要な火葬場の新設や老朽化による更新時期を迎えたごみ焼却場の建替えなどについて、検討を進めています。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 火葬場は早期建設に向け、市民の理解を得ながら候補地周辺住民との調整に努めます。
- ・ 牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センターは、関係する近隣市町との協議を進め、効率的なごみ処理体制について検討します。

5. 都市防災

1. 安全な市街地や集落等の確保

南海トラフ巨大地震などによる災害から郷土、市民の生命、身体および財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設などの整備を行い、地震に強いまちづくりを推進します。

さらに、自らの命だけでなく、地域の防災力を向上させるために、市民一人一人が自分のこととして防災対策に取り組みます。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 災害時におけるライフライン機能の確保のため、水管などの公益物件を収容するための施設について、各事業者、地域住民および市と調整を行い、整備を図ります。
- ・ 建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地および集落地等の解消のため、建築物の耐震・不燃化などにより地震に強い都市構造の形成を図ります。
- ・ 地区防災計画などを作成し、市民自らが地区ごとの防災対策に取り組むよう努めます。

2. 安全な避難路等の確保

近年連続して発生した各地の地震の状況を分析し、沿道のブロック塀の撤去および改善を行うよう働きかけ、避難路などの安全確保に努めます。

なお、人口密集地などで人家が連担し、それに比べて道路の整備が不十分なため、十分な消防活動を行うことができない恐れがある区域では、道路の拡幅や直線化などにより消防活動の円滑化を図ります。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 避難路などに指定されている路線の維持管理を、市民と協働で行います。
- ・ 避難路沿いなどの道路にはみ出した樹木類の伐採、自動販売機などの転倒防止対策、ブロック塀の撤去および改善を指導します。
- ・ 空き家等対策計画に基づき、災害時に倒壊の危険性がある空き家の撤去を推進します。
- ・ 10m以上の重要橋梁について耐震化工事を実施します。

3. 安全な避難地の確保

安全な避難地を確保するため、指定施設の耐震補強や設備の安全点検を行います。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 指定避難場所（学校等公共施設）の耐震化を推進するとともに、設備の安全対策に努めます。
- ・ 避難場所として考えられる（公園・広場等）周辺の緑化推進（防火樹）に取り組みます。

4. 家庭での耐震補強

静岡県で推進しているプロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）^{ゼロ}-0」事業への取り組みを周知し、昭和56年以前の建築物に対する耐震補強を行うように呼びかけ、安全・安心な住環境を整えます。

また、各家庭における家具の固定などを防災訓練時やケーブルテレビなどを利用して市民に呼びかけ、市民一人一人が減災に努めます。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 木造住宅の耐震診断の実施を推進します。
- ・ 耐震診断で評点が1.0未満と診断された建物の耐震化を促進するため、木造住宅耐震補強助成事業補助金等の周知を図り、耐震補強や建て替えなどを進め、家屋の倒壊防止に努めます。

5. 原子力災害に対する防災対策

近年の大規模災害を教訓に、原子力災害への安全対策を強く働きかけます。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 避難所の整備や備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地や国有財産の有効活用を図ります。
- ・ 市は県などと連携して、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めます。
- ・ 原子力発電所に起因する放射性物質または放射線量を管理するため、モニタリング体制を整備します。

6. 海岸部における津波対策

津波に対して市民などの生命を守ることを最優先とし、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを推進します。また、観光地の災害対策として、地域の特性に応じた防災対策に取り組みます。

さらに、自らの命だけでなく、地域の防災力を向上させるために、市民一人一人が自分のこととして津波防災対策に取り組みます。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ 津波に対する警報の確実な伝達を行い、被害の拡大防止を図ります。
- ・ 地域防災計画に基づき、海岸部低地地域の避難対策の推進を行います。
- ・ 短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すために、最大クラスの津波に対する市民の避難を軸とした総合的な対策や、比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設などの整備を推進します。

7. 風水害に対する安全対策

台風や局地的な豪雨などに対応するため、次のような対策に努めます。

・・・・・整備の方向・・・・・

- ・ がけ地近接危険住宅の移転を促進します。
- ・ 土砂災害警戒区域や特別警戒区域について県と連携を取り、ハザードマップの作成や土砂災害防災訓練を実施し、市民への周知を図ります。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域のパトロールを、県および関係機関と合同で実施します。
- ・ 山地災害防止のための間伐など、山の管理指導ならびに住民参加による山地地域の管理充実を図ります。
- ・ 河川の草刈りやゴミの排除などの定期的な管理を呼びかけ、豪雨時の水路の流量を確保します。
- ・ 二級河川は未改修区間の改修を県に要請し、準用河川は護岸堤防のかさ上げ工事などの改修を促進します。
- ・ 太陽光発電施設や風力発電施設などの保守点検および維持管理の実施、災害による被害防止の対応について、設置者への管理指導を図ります。
- ・ 海浜からの強風や飛砂および高潮の被害から農地や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、被害の軽減を図ります。
- ・ 海岸線の浸食、波浪防止のため離岸堤、突堤の建設を国に要請し、その整備を図ります。
- ・ 防潮堤や消波堤設置を国および県に要請し、安全性を強化します。
- ・ 高潮による浸水地帯の河口整備を、防潮堤建設に併せ要請していきます。